

京都市廃棄物減量等推進審議会 第2回ごみ処理手数料等検討部会

平成16年7月30日
キャンパスプラザ京都 第1会議室

(次 第)

1 開 会 15:15

2 議 事

- (1) 今回の議論のテーマ
- (2) 13年度持込ごみ手数料改定の評価
- (3) 他都市の料金体系の状況とその仕組み
- (4) 民間における事業系ごみの受皿整備の状況
- (5) その他

3 閉 会 16:45

【資 料】

- | | |
|---|---------------------|
| 1 | 今回の議論のテーマ |
| 2 | 13年度持込ごみ手数料改定の評価 |
| 3 | 他都市の料金体系の状況とその仕組み |
| 4 | 民間における事業系ごみの受皿整備の状況 |

京都市廃棄物減量等推進審議会
ごみ処理手数料等検討部会委員名簿

氏 名	役 職 名
おおはし 大橋 こうじ 弘司	京都百貨店協会 事務局長（株大丸京都店 業務推進部総務 担当次長）
ぐんじま 郡嶋 たかし 孝	同志社大学経済学部 教授
しのだ 篠田 すすむ 進	京都市小売商総連合会 専務理事
しんかわ 新川 こういち 耕市	京都環境事業協同組合 専務理事
たかつき 高月 ひろし 紘	京都大学環境保全センター長
○ はら 原 つよし 強	コンシューマーズ京都（京都消団連） 理事長
ほそき 細木 きょうこ 京子	日本環境保護国際交流会
みわ 三輪 ひろし 泰司	京都商工会議所都市美化・環境対策特別委員会 副委員長
やまね 山根 たくや 拓也	京都環境事業協同組合 副理事長

（敬称略，五十音順）

：部会長 ， ○：副部会長

1	今回の議論のテーマ	資料 p 1
2	13年度持込ごみ手数料改定の評価	
(1)	持込ごみの搬入状況(平成15年度)	資料 p 2
	持込ごみの搬入量及び搬入台数の推移	
	持込ごみの搬入台数及び搬入量	
	1 回当たり搬入量の最大値, 最小値及び平均値	
	持込ごみの内容の内訳	
(2)	ごみ処理原価の反映と累進性の導入	資料 p 5
	平成9年度と13年度の料金体系の変更点	
	料金区分別の搬入台数及び搬入量の推移	
	業種別の搬入台数及び搬入量	
	廃棄物の定義と区分	
	料金区分別の一廃, 産廃搬入量の内訳	
	1 回当たり搬入量別の搬入量	
(3)	多量搬入者登録制度(1年間に月10t以上が3回以上の搬入者)	資料 p 12
	多量搬入者登録制度について	
	多量搬入者登録者数の推移	
	持込ごみに占める多量搬入登録者による搬入台数及び搬入量の割合	
(4)	産業廃棄物の持込搬入量の上限設定(月100t超)	資料 p 14
	搬入量制限について	
	月100tを超える搬入者数の推移	
	同一搬入者による1月間の搬入量別の搬入者数及び搬入量の分布	
3	他都市の料金体系の状況とその仕組み	
(1)	政令指定都市	資料 p 16
	他政令指定都市の処理料金との比較	
	さいたま市の事例	
(2)	周辺都市	資料 p 17
	周辺都市の処理料金との比較(1)	
	城南衛生管理組合の事例	
	周辺都市からの不正搬入の状況	
	周辺都市の処理料金との比較(2)	
4	民間における事業系ごみの受皿整備の状況	
(1)	産業廃棄物に関する民間処理施設の状況	資料 p 20
(2)	事業系一般廃棄物に関する民間処理施設の状況	資料 p 21

【当面の議論の進め方】

平成 1 6 年 7 月 3 0 日	第 2 回部会 ・ 1 3 年度改正の手数料体系等による事業系ごみ減量 効果の評価
8 月 2 4 日	第 3 回部会 ・ 京都市のごみ処理原価の考え方とその推移 ・ 1 7 年度ごみ処理手数料とその減量効果の試算
9 月下旬	第 4 回部会 ・ 短期的な視点からのごみ処理手数料等のあり方(案) ・ 第5回部会以降の審議の方向性について (長期的な視点からのごみ処理手数料等のあり方)
1 0 月下旬	審議会へ中間報告

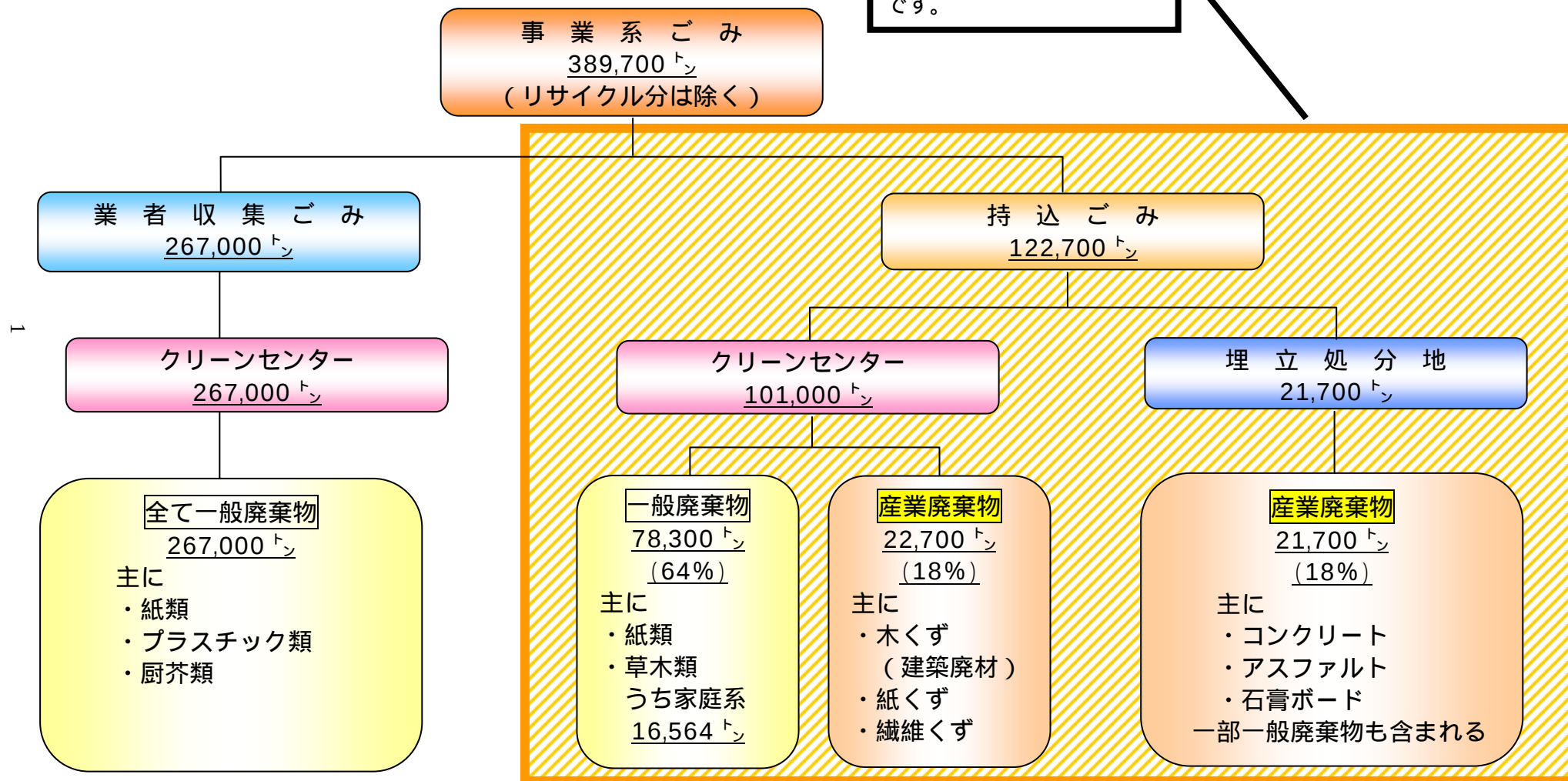
【資 料】

1	今回の議論のテーマ	・ ・ ・	1
2	13年度持込ごみ手数料改定の評価	・ ・ ・	2
3	他都市の料金体系の状況とその仕組み	・ ・ ・	16
4	民間における事業系ごみの受皿整備の状況	・ ・ ・	20

1 今回の議論のテーマ

【資料1】
平成 16 年 7 月 3 0 日
京都市廃棄物減量等推進審議会
第 2 回ごみ処理手数料等検討部会

囲いの部分が今回のテーマ
です。



図中のデータは平成 14 年度搬入実績，持込ごみ調査結果，産業廃棄物実態調査結果からの推計値

・持込ごみ中の一般廃棄物・産業廃棄物・土砂の割合：持込ごみ質調査結果からの推計値

・クリーンセンター持込ごみ中の一般廃棄物に占める家庭系ごみの割合：持込ごみ車両台数調査結果からの推計値

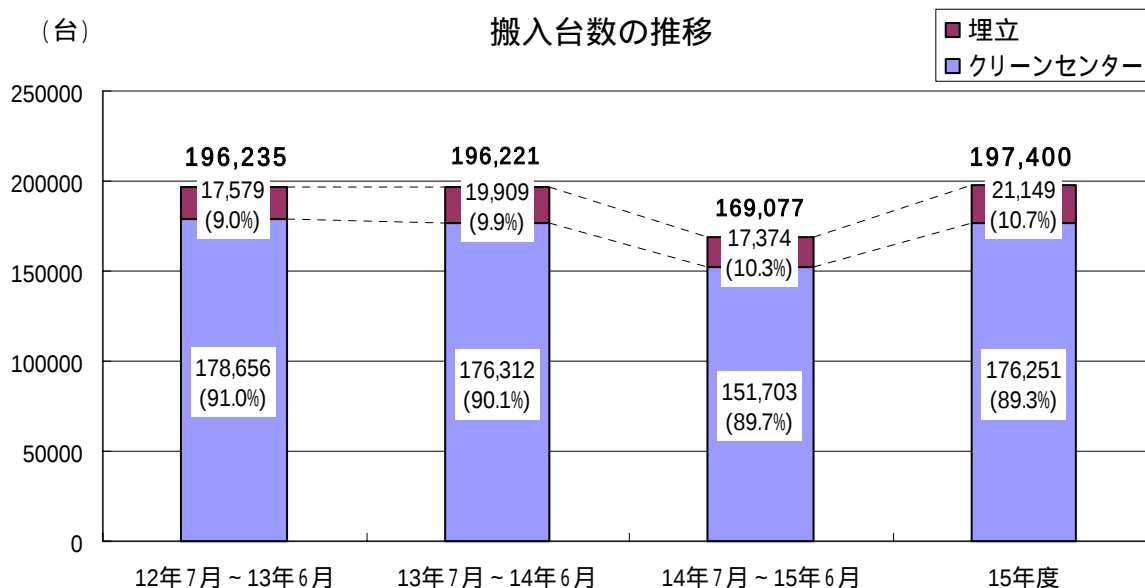
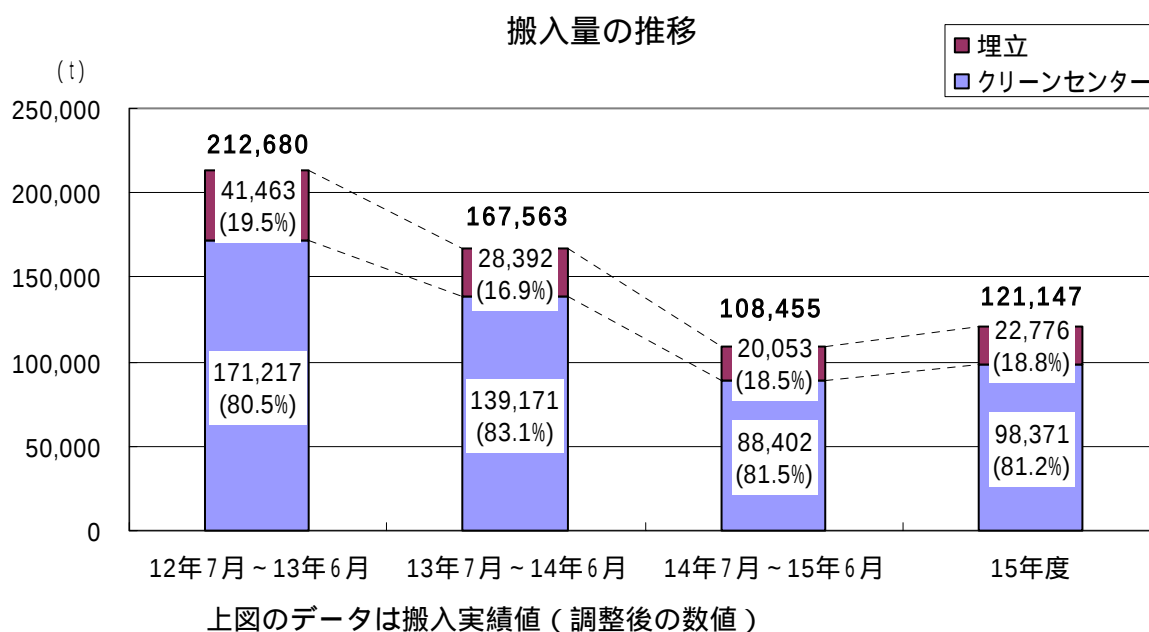
図中の％は，持込ごみ総量 122,700 トンに占める割合

2 1 3 年度持込ごみ手数料改定の評価

【資料2】
平成 16 年 7 月 3 0 日
京都市廃棄物減量等推進審議会
第 2 回ごみ処理手数料等検討部会

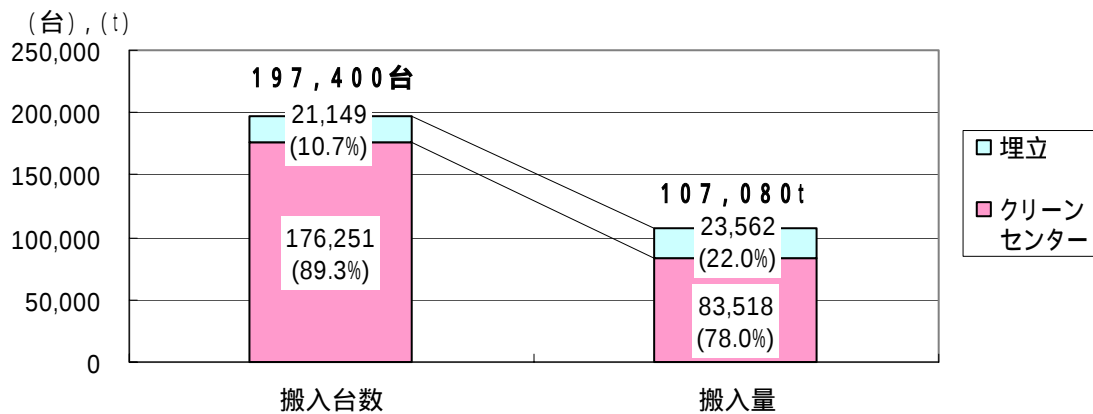
(1)持込ごみの搬入状況（平成 1 5 年度）

持込ごみの搬入量及び搬入台数の推移



持込ごみの搬入台数及び搬入量

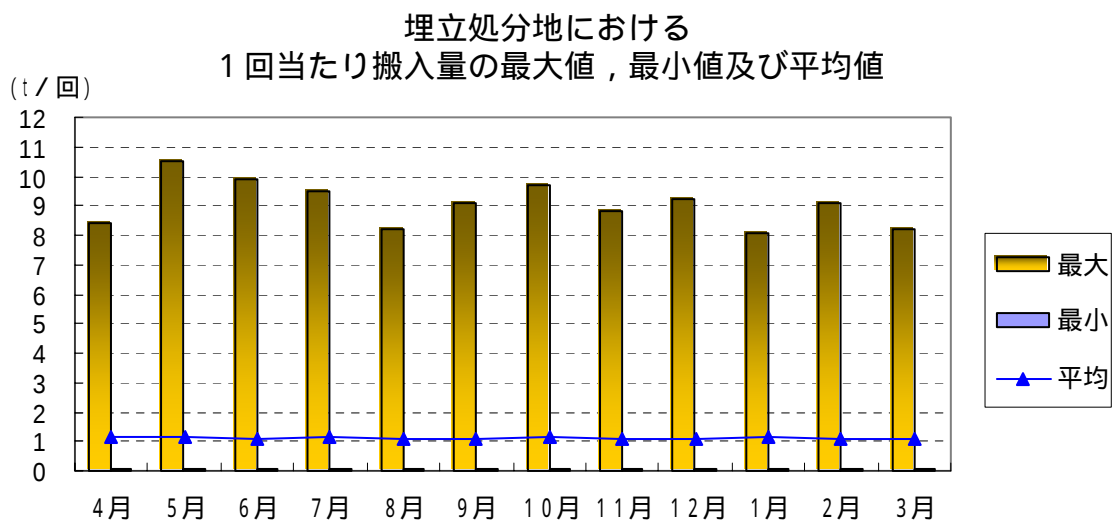
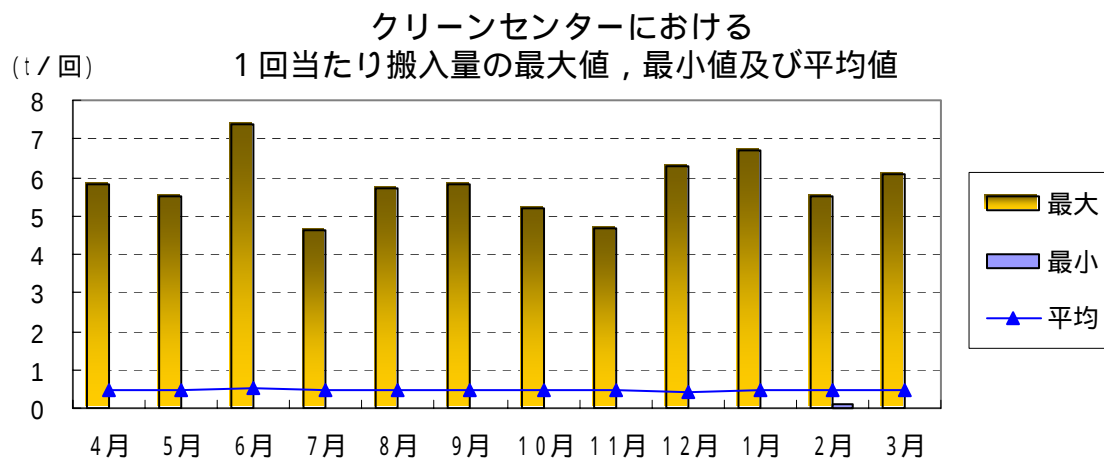
持込ごみ搬入台数と搬入量（平成15年度）



上図のデータは、持込ごみ搬入者が提出する搬入申告書データの個票を整理したもので、p 2 に示す搬入量（調整後のごみ量実績値）とは異なる。

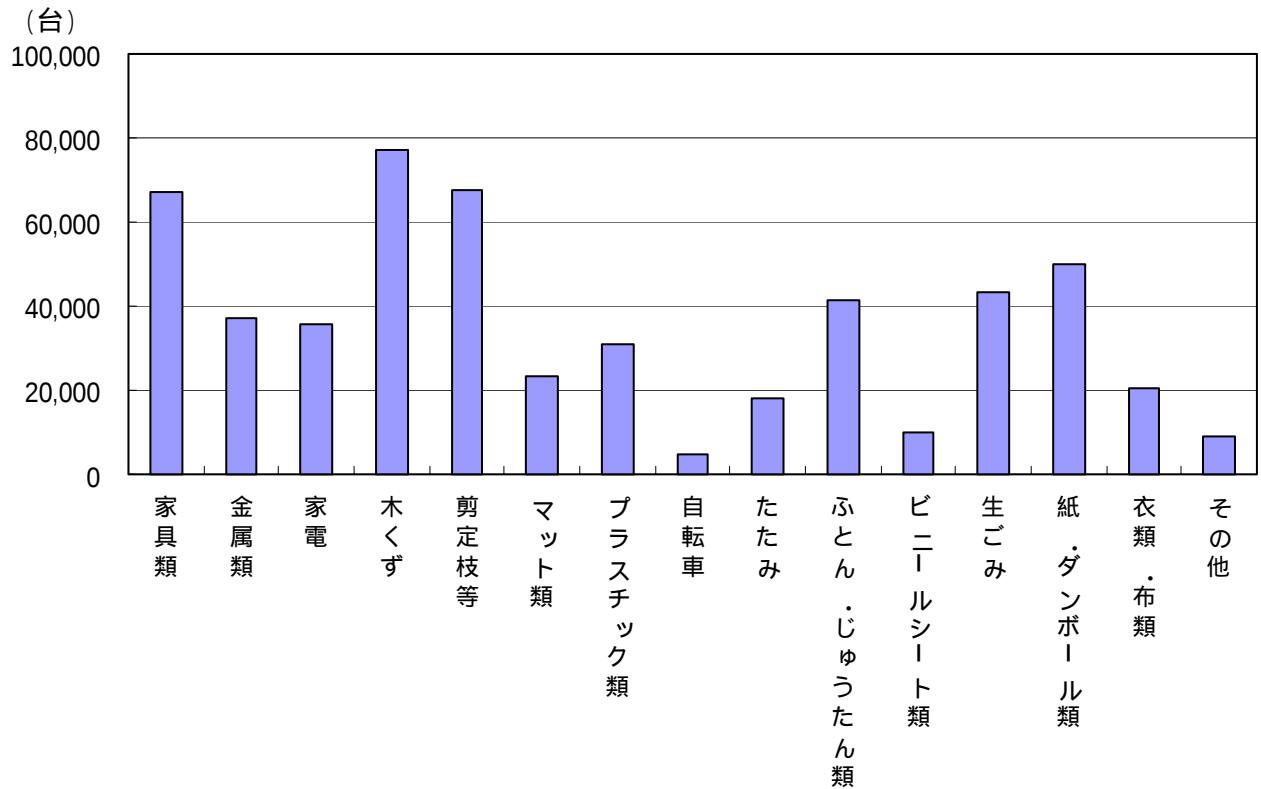
以降のデータは、搬入申告書データを使用して推計している。

1 回当たり搬入量の最大値、最小値及び平均値（平成15年度）



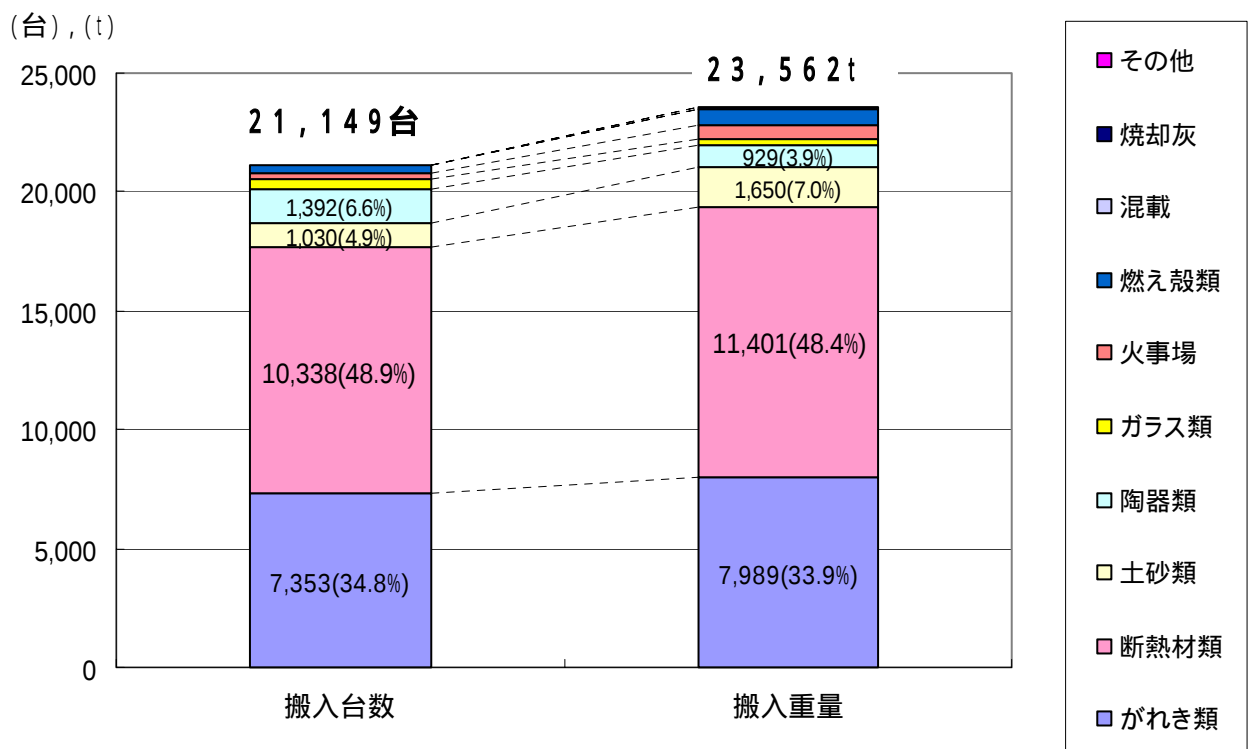
持込ごみの内容の内訳

- クリーンセンター持込ごみの内容の内訳（搬入台数，平成 15 年度）



1 台の車両で複数の種類のごみを持ち込んでいる場合があるので、上グラフの搬入台数の合計とクリーンセンターへの総搬入台数は合致しない。

- 埋立処分地持込ごみの内容の内訳（搬入台数及び搬入量，平成 15 年度）

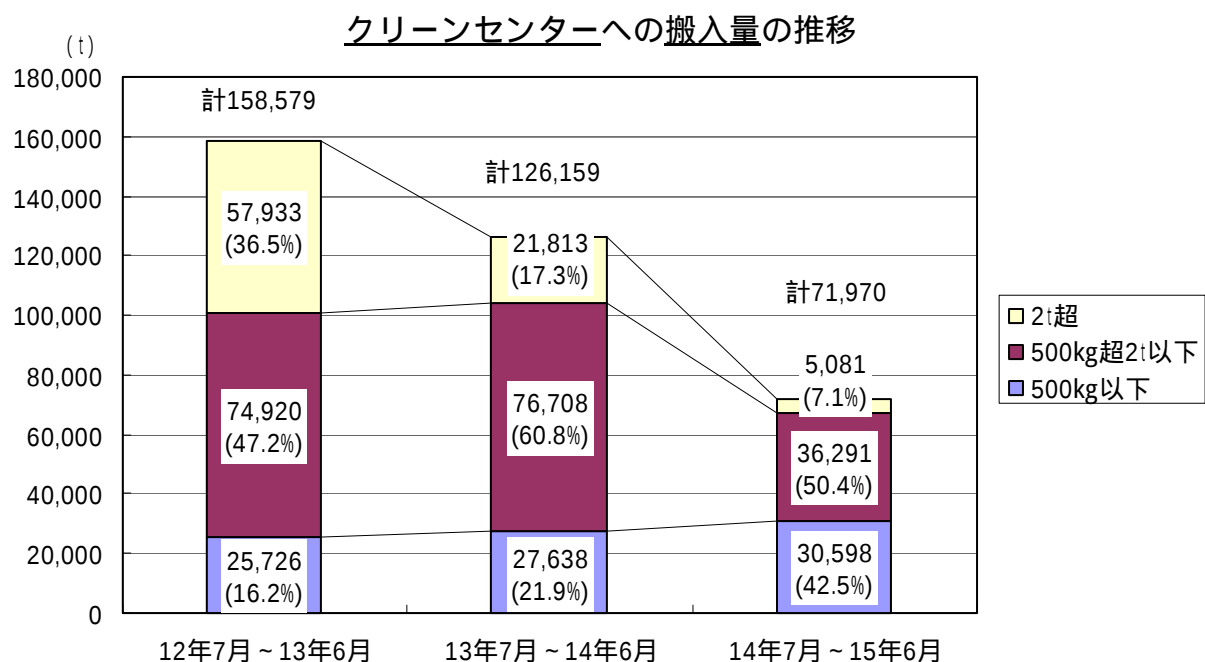
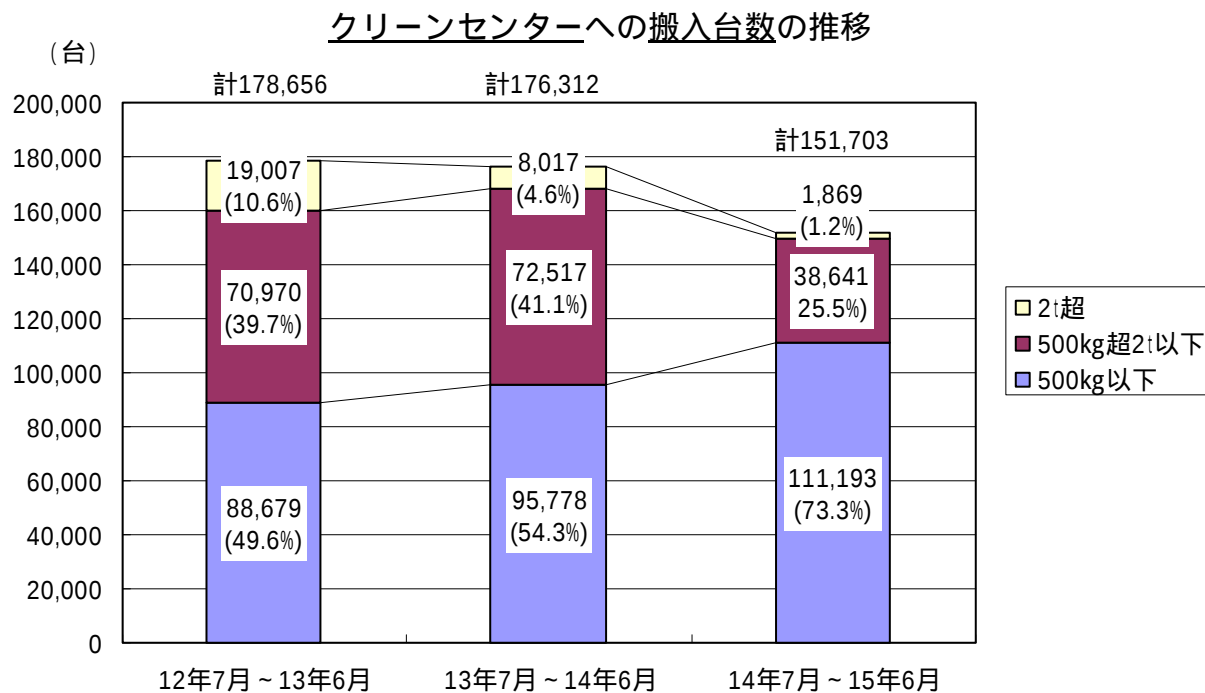


(2)ごみ処理原価の反映と累進性の導入

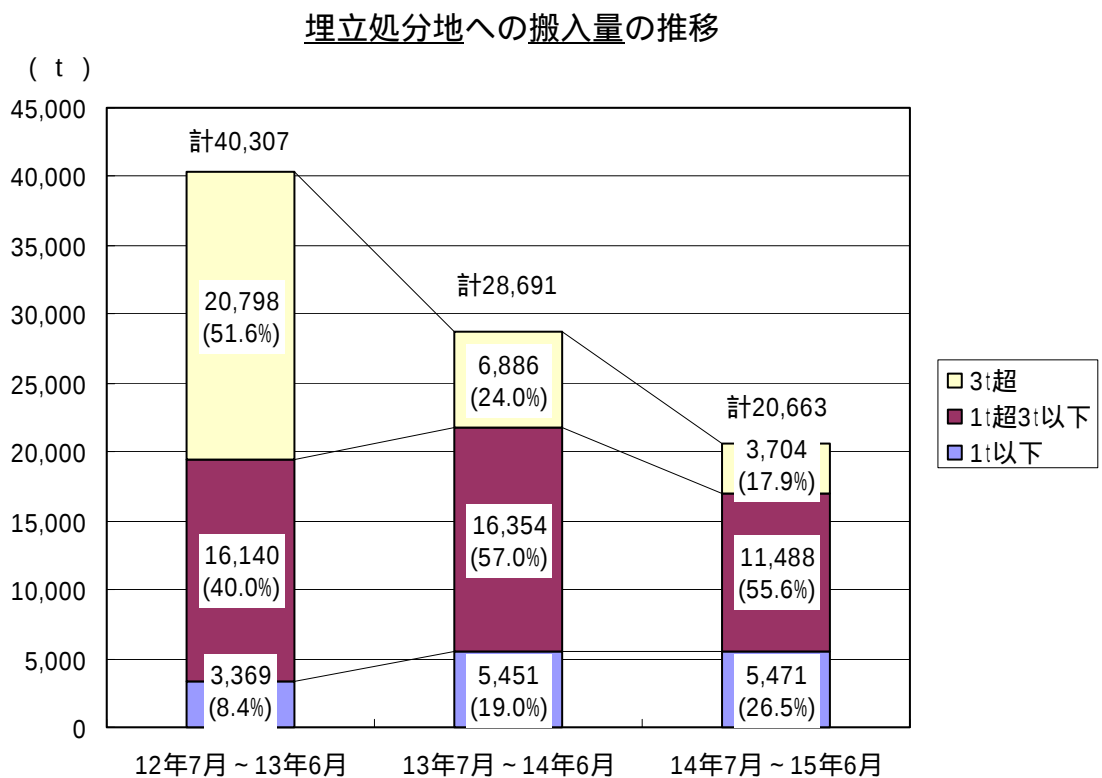
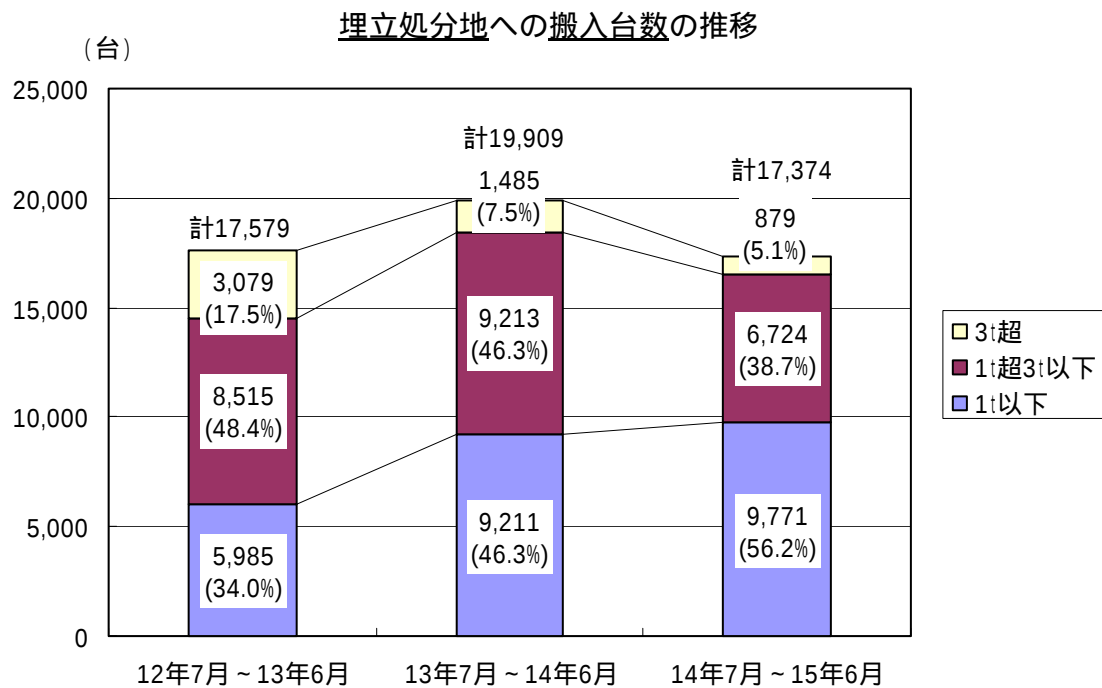
平成 9 年度と 1 3 年度の料金体系の変更点

	平成 9 年度	平成 1 3 年度
クリーンセンター	7 , 0 0 0 円 / t	(第 1 区分) ・ 500kg → 800 円/100kg (第 2 区分) ・ > 500kg , 2t → 4,000 円 + 1,200 円/100kg (第 3 区分) ・ > 2t → 22,000 円 + 1,600 円/100kg (平均徴収単価) 10,500 円
埋立処分地	5 , 5 0 0 円 / t	(第 1 区分) ・ 1t → 800 円/100kg (第 2 区分) ・ > 1t , 3t → 8,000 円 + 1,200 円/100kg (第 3 区分) ・ > 3t → 32,000 円 + 1,600 円/100kg (平均徴収単価) 8,300 円

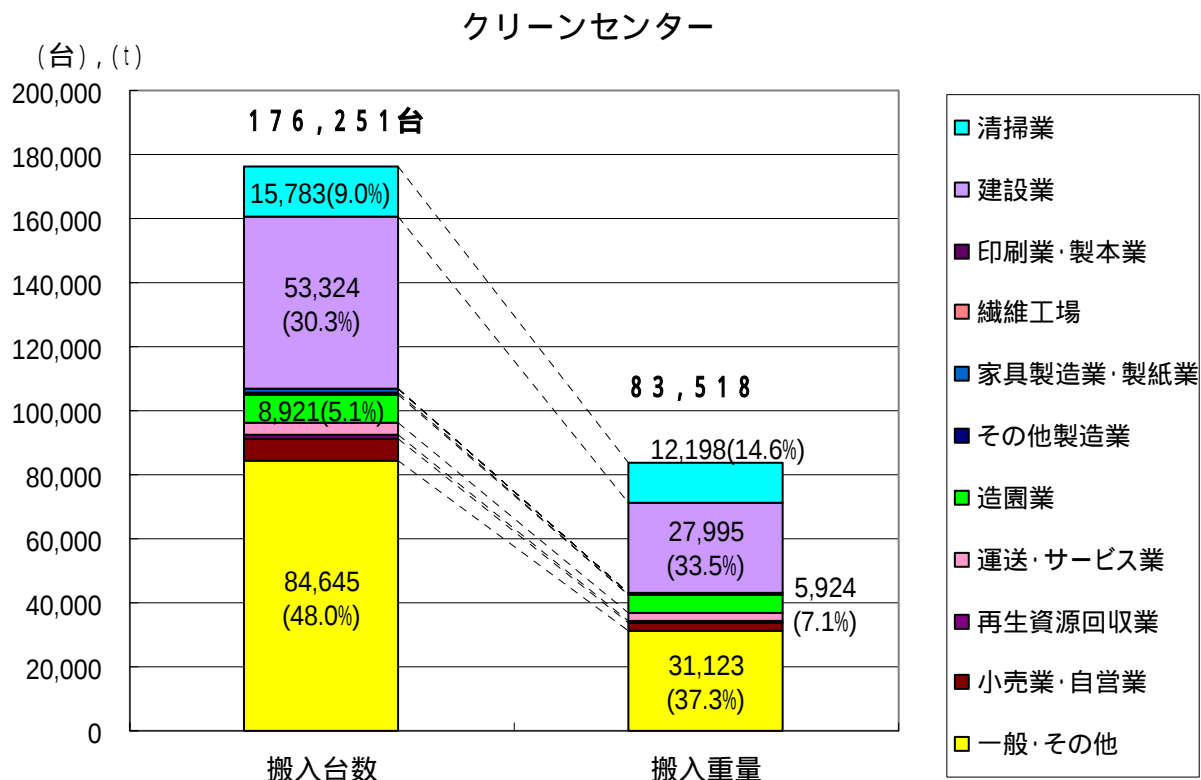
料金区分別の搬入台数と搬入量の推移（クリーンセンター）



料金区分別の搬入台数及び搬入量の推移（埋立処分地）

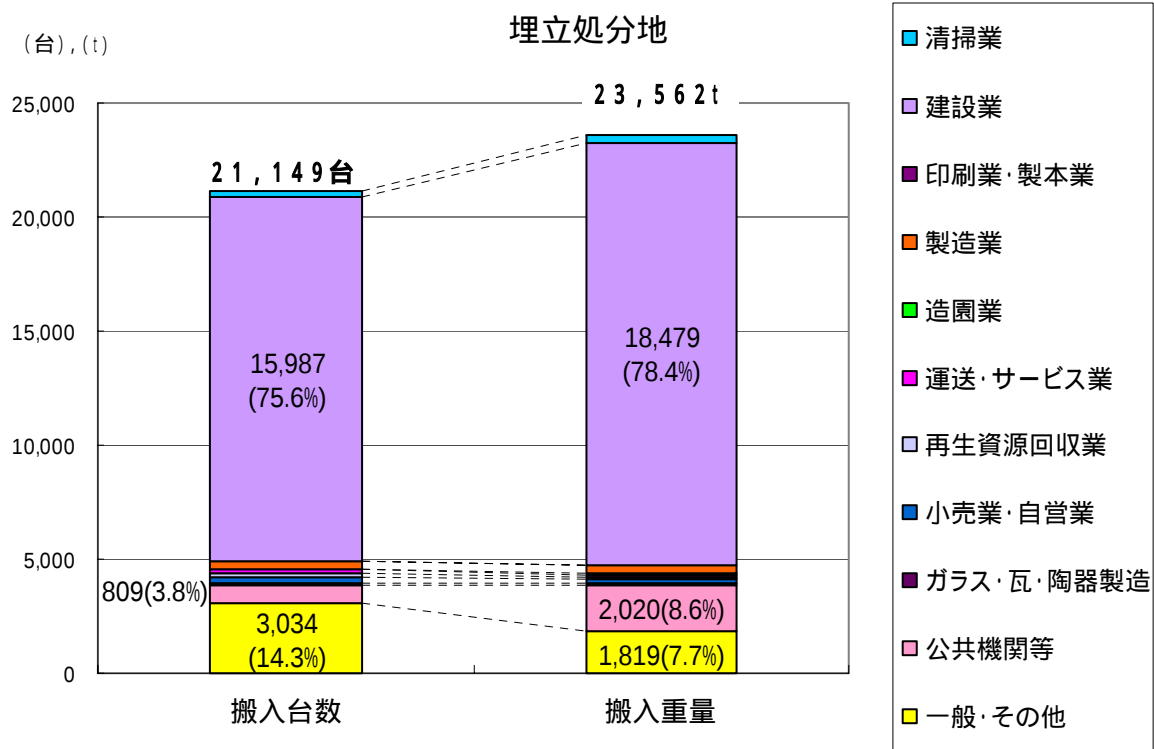


業種別の搬入台数及び搬入量（平成 15 年度）



上図のデータは、全搬入者（約 30,000 件）の中から月平均 1 回以上持ち込んでいる搬入者（約 2,000 件、ごみ量にすると全搬入量の 80% をカバー。）を抽出し、各搬入者の業種を調査することにより推計している。

月平均 1 回未満の搬入者や、個人名の搬入者については一般・その他に分類している。



上図のデータは、全搬入者（約 3,000 件）の業種を調査することにより推計している。持込回数の少ない搬入者や、個人名の搬入者については一般・その他に分類している。

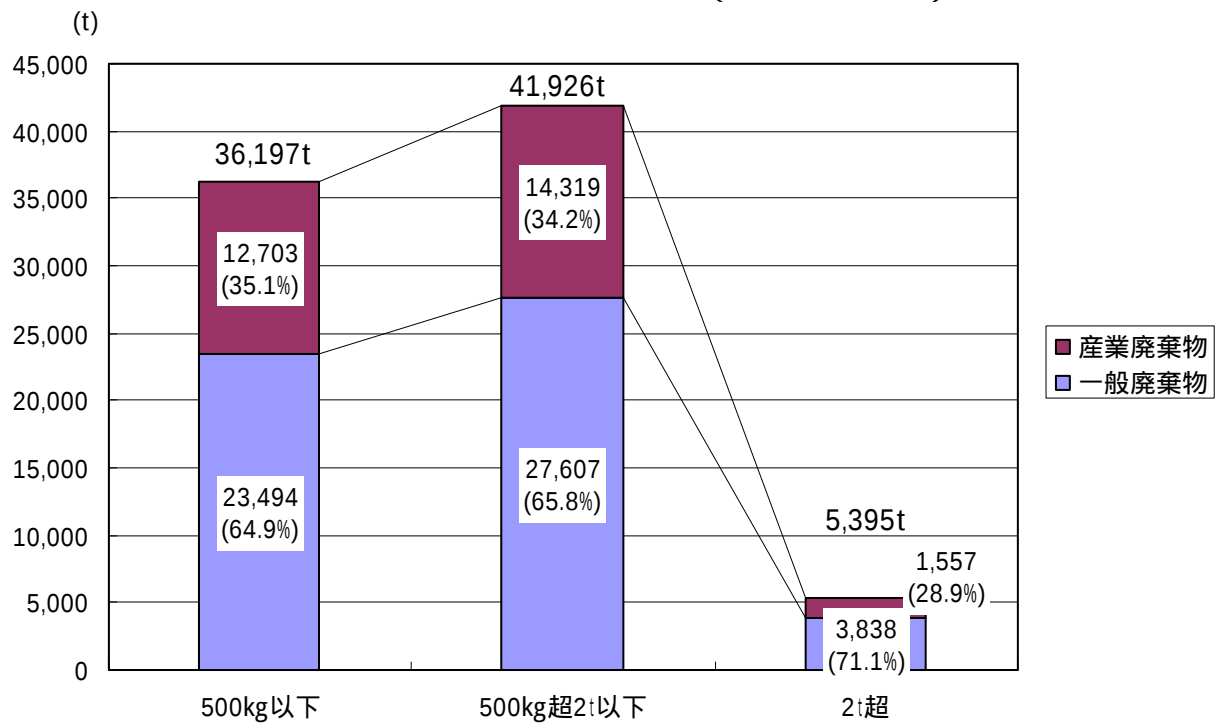
廃棄物の定義と区分



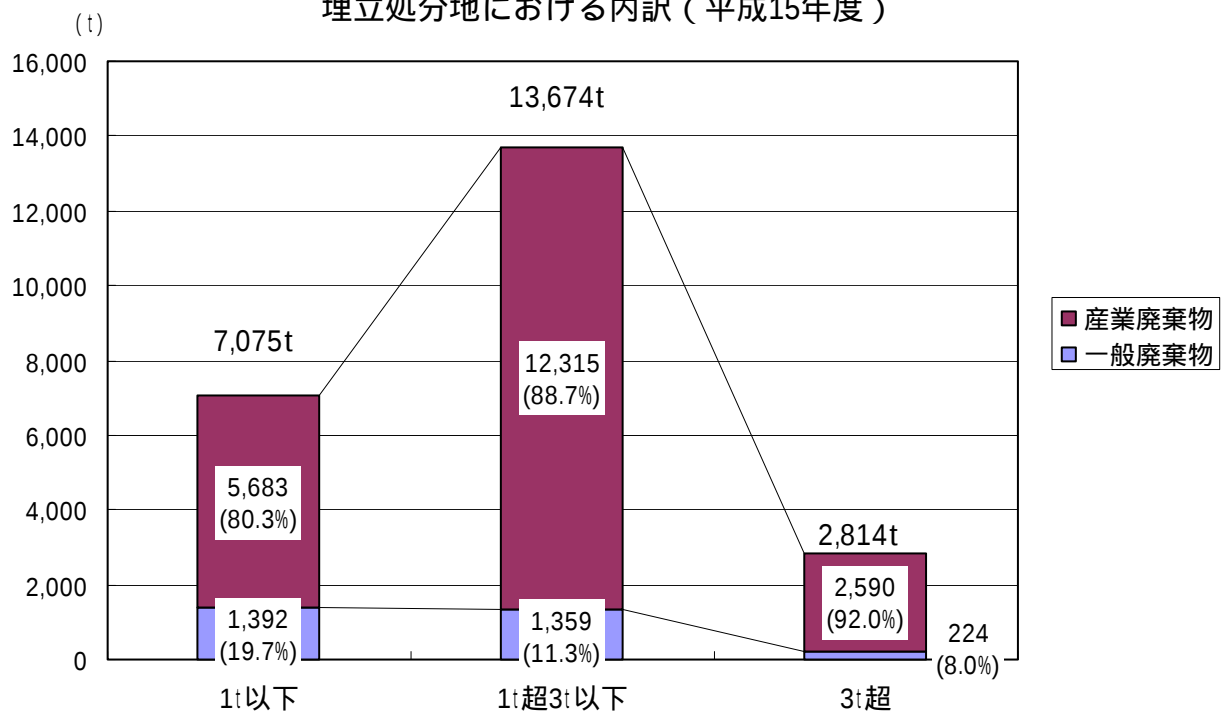
印のついているものは，本市が併せ産廃として処理を行っている。

料金区分別の一廃，産廃搬入量の内訳

クリーンセンターにおける内訳（平成15年度）

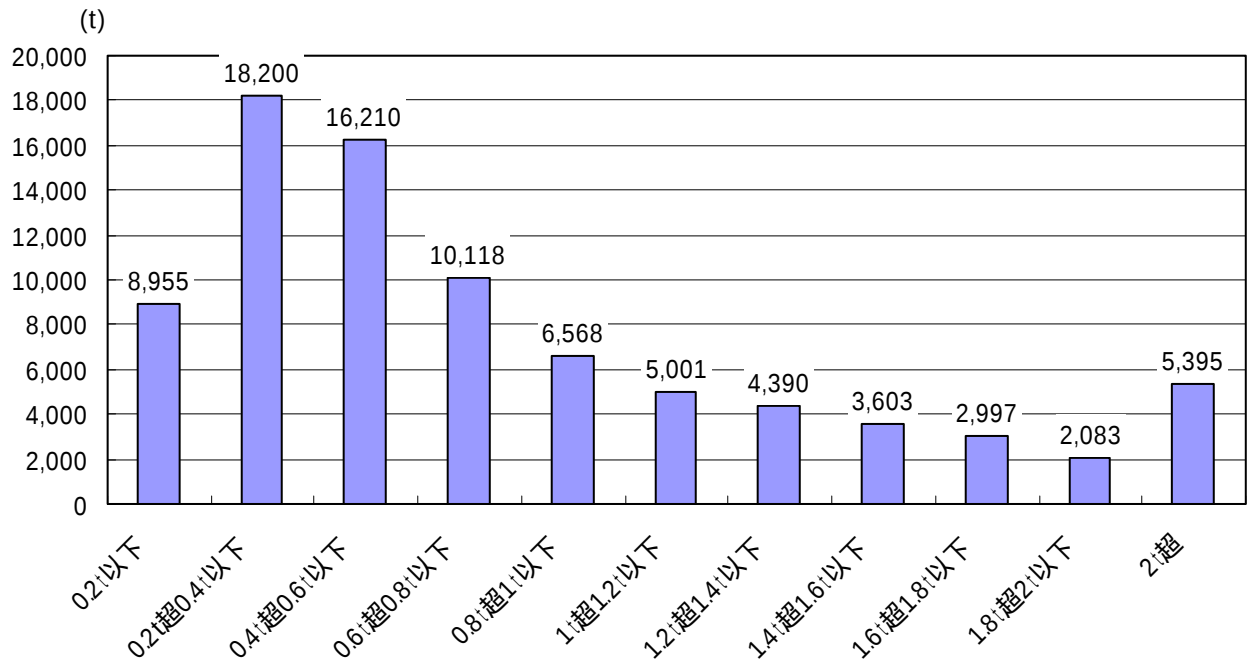


埋立処分地における内訳（平成15年度）

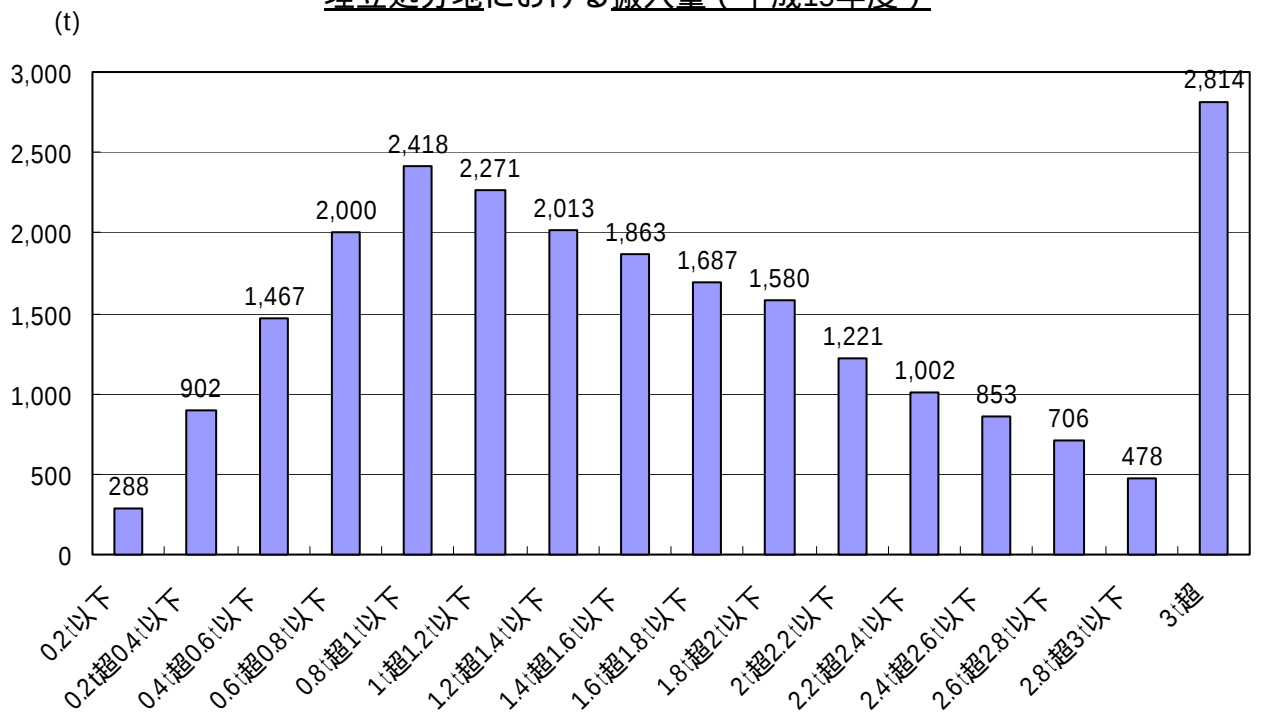


1回当たり搬入量別の搬入量

クリーンセンターにおける搬入量（平成15年度）



埋立処分地における搬入量（平成15年度）



(3)多量搬入者登録制度(1年間に月10t以上が3回以上の搬入者)

多量搬入者登録制度について

○制度導入時期

平成13年8月

○制度導入目的

- ・排出者責任の明確化
- ・不適正搬入の防止
- ・ごみの減量化

○制度の概要

<対象となる搬入者>

1年間にクリーンセンター及び埋立処分地に月10t以上搬入した月が3回以上あり、引き続き月10t以上搬入する見込みがある者

<登録時に提出が必要なもの>

- ・登録申請書（搬入者の名称・連絡先，一廃・産廃の許可の有無・内容，法人の場合は中小企業法に定める中小企業の種類等）
- ・搬入計画書（主な排出者の名称・連絡先・ごみの内容・計画搬入量）
- ・搬入車両一覧 など

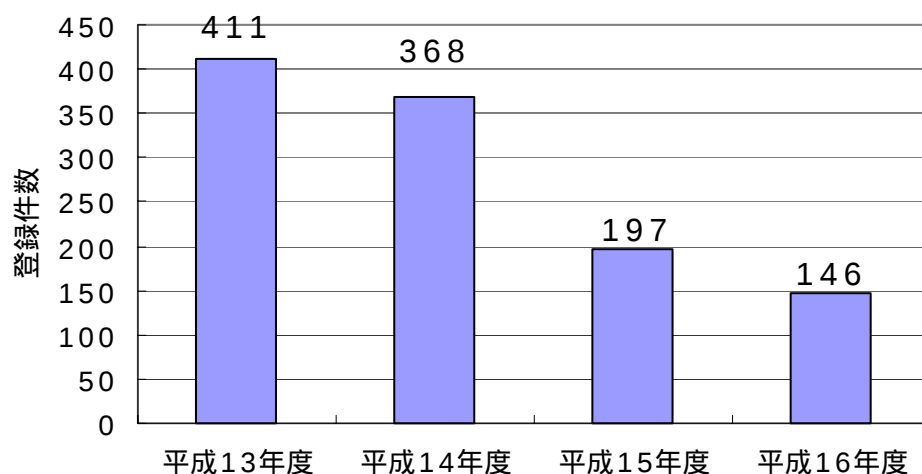
<登録を受けた者の義務>

- ・月間搬入実績報告書の提出（主な排出者の名称・連絡先・搬入量）

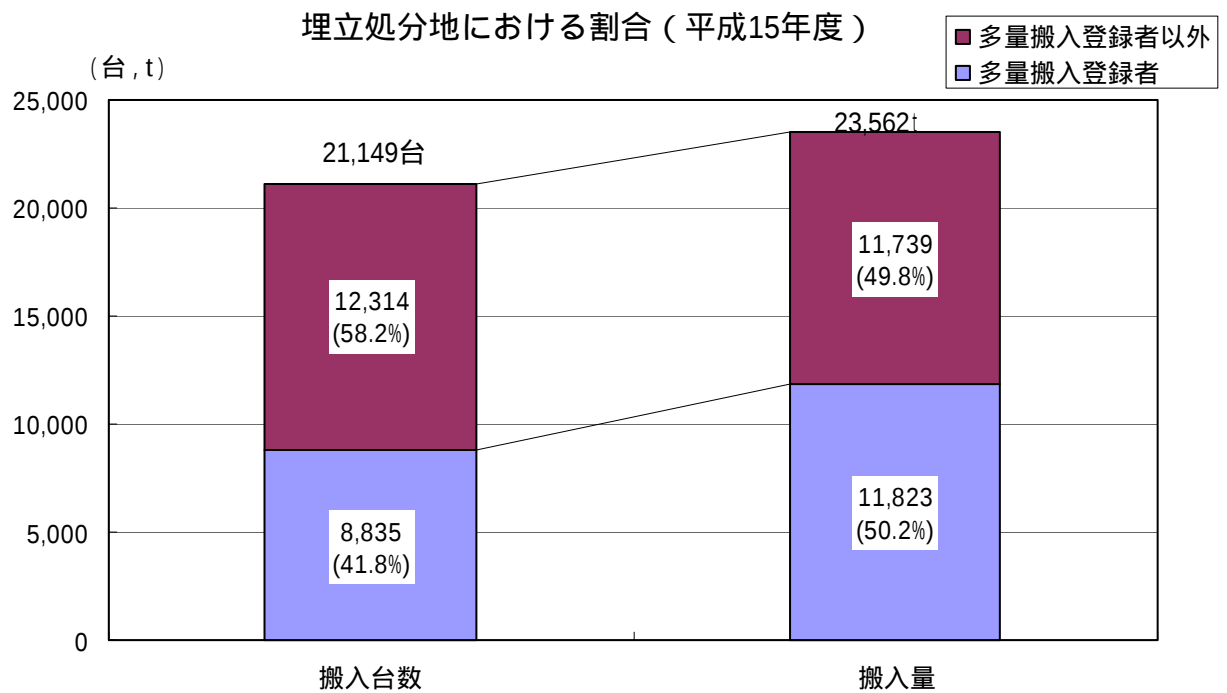
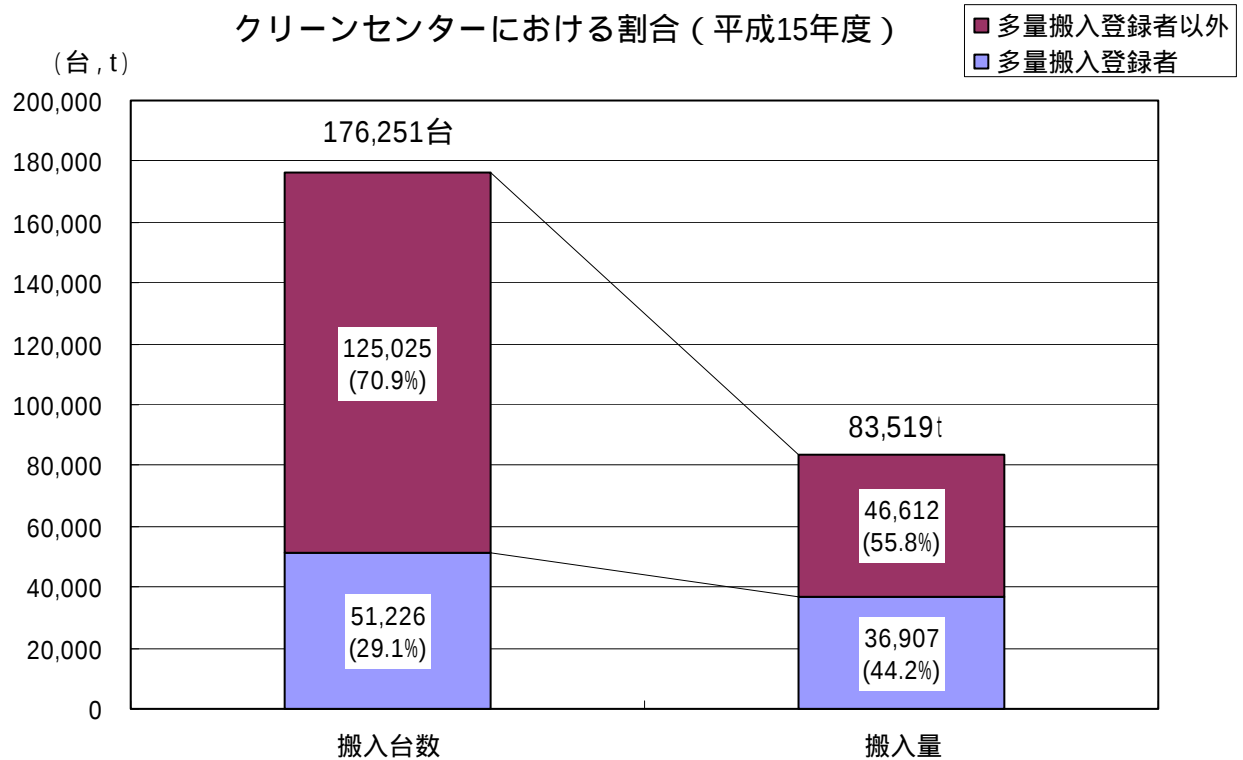
<登録を拒否した者に対する罰則>

- ・厳重注意 （従わない場合） 搬入停止処分

多量搬入者登録者数の推移



持込ごみに占める多量搬入登録者による搬入台数及び搬入量の割合（平成15年度）

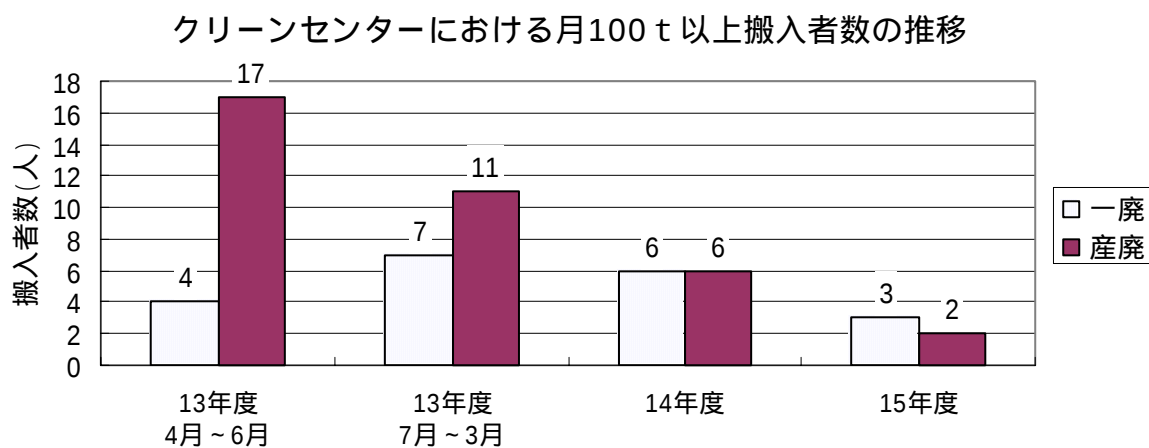


(4)産業廃棄物の持込搬入量の上限設定(月 100t 超)

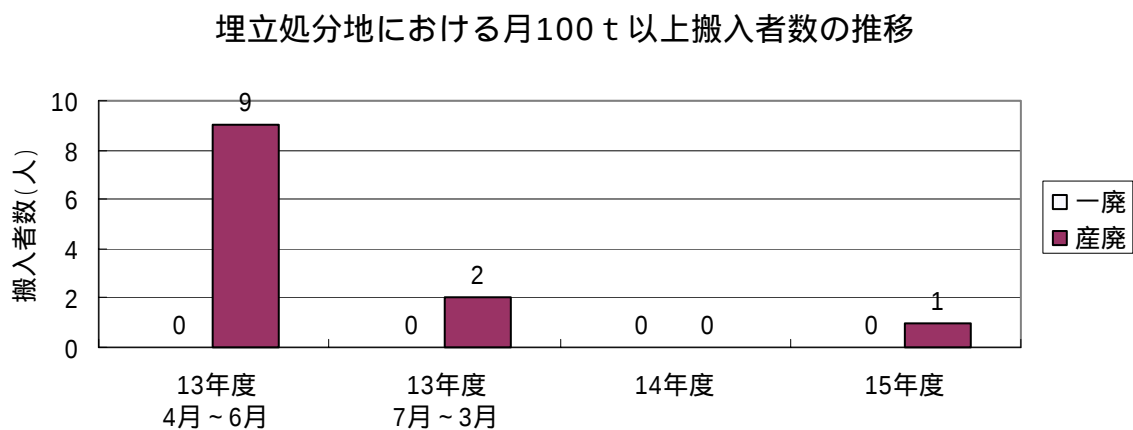
搬入量制限について

- 開始時期
平成 13 年 7 月
- 導入目的
搬入量の制限により，減量化に向けたインセンティブを与える
- 制度の概要
 - < 対象となる搬入者 >
 - ・ クリーンセンターまたは埋立処分地に月 100t を越える産業廃棄物を搬入した者
 - < 対象者への罰則 >
 - ・ 月 100t を超える搬入が判明した時点で受入拒否した上で以下の対応
 - ・ 厳重注意 (従わない場合) 搬入停止処分

月 100t を超える搬入者数の推移

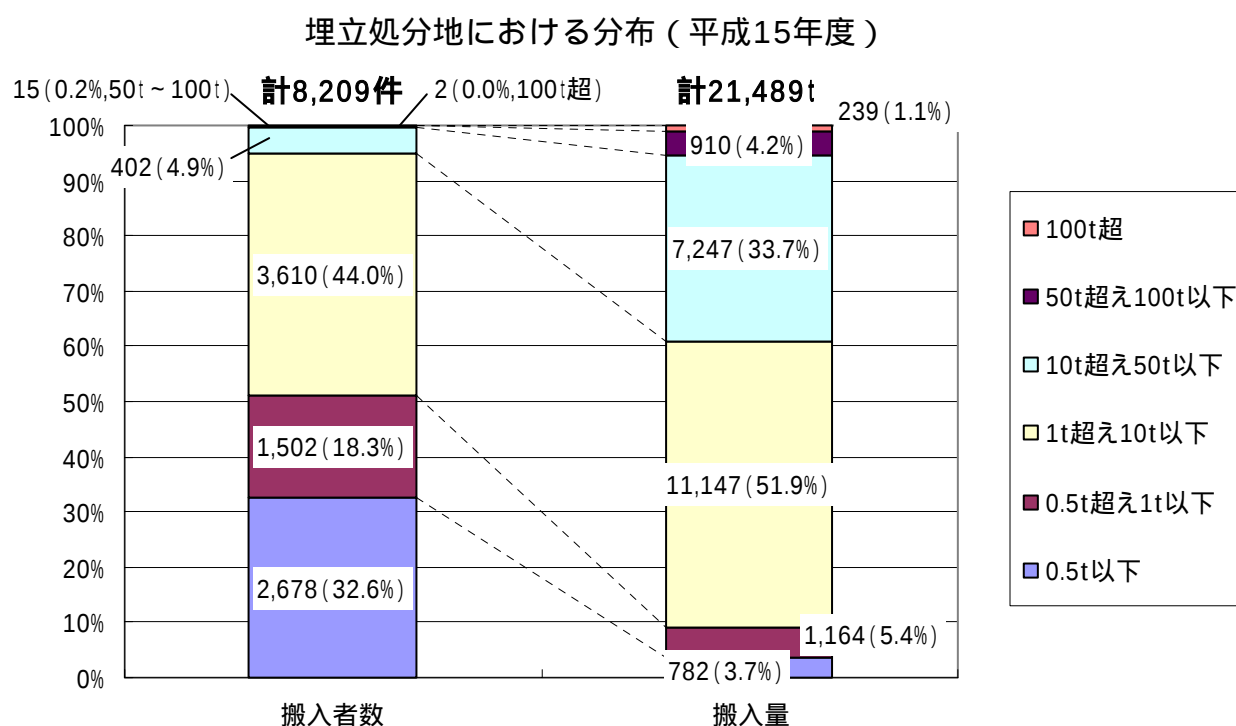
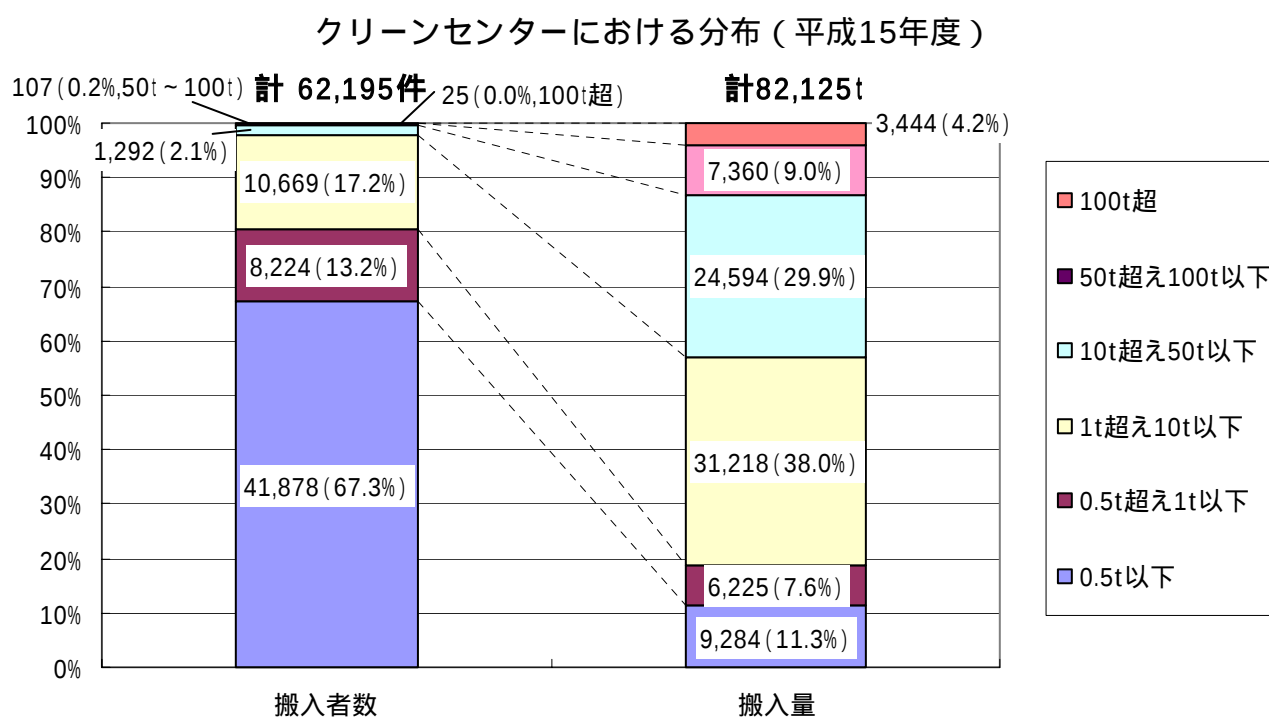


上図に示す産廃 100 t 超の搬入者に対しては，厳重注意を行った。



上図に示す産廃 100 t 超の搬入者に対しては，厳重注意を行った。

同一搬入者による 1 月間の搬入量別の搬入者数及び搬入量の分布



3 他都市の料金体系の状況とその仕組み

(1)政令指定都市

他政令指定都市の処理料金との比較（平成16年4月1日現在）

可燃ごみ		不燃ごみ	
名古屋市	20,000	名古屋市	20,000
さいたま市	家庭系：2,000 (100 kgまでは無料) 事業系：17,000	さいたま市	家庭系：2,000 (100 kgまでは無料) 事業系：17,000
千葉市	14,000	千葉市	14,000
横浜市	13,000	横浜市	13,000
川崎市	12,000	川崎市	12,000
札幌市	11,000	札幌市	11,000
福岡市	11,000	福岡市	11,000
京都市	10,500	仙台市	10,000
仙台市	10,000	神戸市	10,000
神戸市	8,000	京都市	8,300
広島市	8,000	広島市	8,000
北九州市	7,000	大阪市	5,800
大阪市	5,800	北九州市	がれき：3,000 がれき以外：5,000

本市の手数料については累進制を採っているため、平均徴収単価を掲載している。

さいたま市の事例

さいたま市では の表に示すとおり、自己搬入ごみに家庭系・事業系の区分を設け、別々の料金を徴収している。以下に料金体系、料金徴収方法等について示す。

○自己搬入ごみの料金体系

- ・家庭系：100kg/回未満＝無料，100kg/回以上＝20 円/10kg（最初の10kg から）
- ・事業系：一般廃棄物＝170 円/10kg
産業廃棄物＝170 円/10kg（紙くず，木くず，繊維くず，一部の動物系固形不要物）
- ・適正処理困難物：500 円/個～1,500 円/個で個別に設定
（スプリング入りマットレス・ソファ，タイヤ，物干し台，バッテリー）

○現場での対応

- ・搬入時に搬入者による自己申告内容と実際の搬入物の整合についてチェックを行う。
- ・家庭系と申告している場合でも、搬入物チェックにより中身が事業系と判断できる場合には、受入拒否、事業系料金の徴収などの対応をとっている。

しかしながら、現場での明確な判断基準を設けることは困難であるため、実態としては概ね搬入者の申告どおり受け入れている。

(2)周辺都市

周辺都市の処理料金との比較（１）

可燃ごみ	
相楽郡西部 塵芥処理組合	家庭系：18,000 事業系：20,000
亀岡市	15,000
京田辺市	15,000
城南衛生 管理組合	15,000
乙訓環境 衛生組合	14,000
草津市	200 kg未満 7,000 200 kg以上 11,000
京都市	10,500
大津市	10,000
船井郡衛 生管理組合	家庭系：無料 事業系：8,400
高槻市	家庭系：4,000 事業系：8,000

不燃ごみ	
草津市	プラスチック類： 100 kg未満 17,000 100 kg以上 26,000 その他の一般廃棄物： 200 kg未満 7,000 200 kg以上 11,000
亀岡市	15,000
京田辺市	15,000
城南衛生 管理組合	12,000
大津市	10,000
京都市	8,300
高槻市	家庭系：4,000 事業系：8,000
乙訓環境 衛生組合	8,000

本市の手数料については累進制を採っているため、平均徴収単価を掲載している。

城南衛生管理組合の事例

同管理組合では、平成15年4月の料金改定までは、自己搬入ごみに産業廃棄物と一般廃棄物の区分を設け、別々の料金徴収を行う体系をとっていたが、現場で一般廃棄物と産業廃棄物の明確な判断が困難であることから、実際には全て一般廃棄物料金で受け入れていたこともあり、改定後は同一料金を徴収するシステムに変更している。

		改 定 前 8 年 4 月 ~ 15 年 3 月		改 定 後 1 5 年 4 月 ~
可燃物，土砂等以外の不燃物	大規模事業所等	1t まで 180 円/10kg	1t 超 220 円/10kg	150 円/10kg
	その他	1t まで 90 円/10kg	1t 超 110 円/10kg	
産業廃棄物		220 円/10kg		
土砂等		1t まで 45 円/10kg 1t 超 65 円/10kg		120 円/10kg
適正処理困難物		220 円/10kg		225 円/10kg



○現場での一廃，産廃の区別化が困難 一廃，産廃別料金制の廃止

周辺都市からの不正搬入の状況

京都市では、クリーンセンター及び埋立処分地において、年数回抜き打ちで展開調査を行っている。

調査は2t車以上の大きさの車両による搬入者を対象に実施しており、調査台数が30台程度の場合、そのうちの1～2台に市外からの搬入が見られる。

展開調査を定常的に実施することは難しいので、周辺都市からの不正搬入ごみ量を確定することはできないが、恒常的に周辺都市からのごみの流入があるものと考えられる。

表 展開調査結果の概要

調査施設	調査時期	調査数	他都市ごみ 搬入者数
南部 CC	13 年 9 月 (1 週間)	28	2
東北部 CC	13 年 10 月 (2 日間)	17	0
東部 CC	13 年 11 月 (2 日間)	30	1

周辺都市の処理料金との比較（２）



● 本市と比較して高めの料金設定となっている自治体（一部事務組合）

上図に示す料金は、いずれも 10kg あたりの料金

船井郡衛生管理組合では、不燃ごみの自己搬入を認めていない

本市の手数料については累進制を採っているため、平均徴収単価を掲載している

4 民間における事業系ごみの受皿整備の状況

(1)産業廃棄物に関する民間処理施設の状況（市内）

	該当する 告示産廃品目	事業場数	処理能力 (t / 年)	稼働率	余剰能力 (t / 年)	処理料金 (円 / t)	備 考
焼却施設	木くず，紙くず， 繊維くず	5	約 4 万	約 95%	約 0.2 万	約 25,000	
がれき類破碎施設	がれき類	9	約 225 万	約 15%	約 190 万	約 4,000	・骨材，資材等として再生利用 ・処理の対象となるのは，きれいに分 別されたがれき類
廃木材破碎施設	廃木材	4	約 11 万	約 85%	約 1.7 万	約 10,000	パーティクルボード等として再生利 用
石膏ボード破碎施設	石膏ボード	2	約 0.5 万	約 10%	約 0.4 万	10,000 ～ 15,000	破碎後の石膏ボードの 8 割程度が再 生利用されている
がれき類以外の破碎 等施設(混合廃棄物の 破碎，選別等施設)	がれき類以外の 混合廃棄物	27	約 27 万	約 85%	約 4 万	10,000 ～ 20,000	選別後に有効利用可能なものは再生 利用されている
安定型最終処分場	がれき類，ガラス， コンクリート， 陶磁器	1	(有効容積) 5 万 m ³	年間約 1 万 m ³	残容積 半分程度	約 7,000	・本市埋立地より搬入基準が厳しい (石膏ボード等不可) ・交通の便が悪い
【管理型最終処分場】 (市内で受入後，市外 の処分場へ搬出)	がれき類，ガラス， コンクリート， 陶磁器	1			残容積には 余裕がある	約 20,000	・本市埋立地と同じ搬入基準 ・市内で受け入れた後，市外の処分場 に再搬

上表の内容は京都市産業廃棄物実態調査報告書（平成 15 年 5 月）等からの推計値

稼働率：処理実績 / 処理能力

処理能力 (t / 年) : 1 日当たりの処理能力 × 320 日により算出

(2)事業系一般廃棄物に関する民間処理施設の状況（本市処理計画上の再資源化施設）

処理品目	処理能力 (t / 年)	処理実績 (t / 年)	稼働率	余剰能力 (t / 年)	処理料金 (円 / t)	備 考
剪定枝	約 6,000	2,568	約 40%	約 3,500	約 10,000	交通の便が悪い
剪定枝	約 13,000	3,843	約 30%	約 9,000	約 10,000	
廃木材	約 64,000	54,022	約 85%	約 10,000	約 10,000	処理能力及び処理実績には産廃処理分も含まれる
廃木材	約 30,000	15年度に処理 計画上の再資源 化施設として位 置付け			約 10,000	処理能力及び処理実績には産廃処理分も含まれる
厨芥類	約 40,000	今年度から処理 計画上の再資源 化施設として位 置付け			20,000	・食品リサイクル法に定める「登録再生利用事業者」 ・処理料金については、廃棄物の性状によって異なる

処理料金はヒアリングによるもの。その他は実績値。

稼働率：処理実績 / 処理能力

処理能力 (t / 年) : 1日当たりの処理能力 × 320 日により算出

その他、古紙については古紙回収業者による回収ルートが存在しており、大規模事業所を中心に再生利用されている。